

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年8月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

### 記

- 別添1第2章第3部第1節第1款D001中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。  
(5) ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)  
ア ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV型コラーゲンに準じて算定する。  
イ 原則として3月に1回に限り算定する。ただし、医学的な必要からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- 別添1第2章第3部第1節第1款D006-7の(1)中「急性骨髄性白血病」を「急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群」に改める。
- 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(46)を(47)とし、(12)から(45)までを(13)から(46)とし、(11)の次に次のように加える。  
(12) 「15」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイムは、アガロース電気泳動法

によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アイソザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌化学検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p>
<p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(4) (略) (5) ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP) ア ヒト尿中L型脂肪酸結合蛋白は、「14」の尿中IV型コラーゲンに準じて算定する。 イ 原則として3月に1回に限り算定する。ただし、<u>医学的な必要からそれ以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	<p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(4) (略)</p>
<p>(6)～(7) (略)</p> <p>D006-7 WT1 mRNA核酸増幅検査、サイトケラチン(CK) I9 mRNA、UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 (1) WT1 mRNA核酸増幅検査 WT1 mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムPCR法により、急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(11) (略)</p>	<p>(5)～(6) (略)</p> <p>D006-7 WT1 mRNA核酸増幅検査、サイトケラチン(CK) I9 mRNA、UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 (1) WT1 mRNA核酸増幅検査 WT1 mRNA核酸増幅検査は、リアルタイムPCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(11) (略)</p>

(12) 「15」のアルカリフォスファターゼ・アイソザイムは、アガロース電気泳動法によって、一連の検査によって同時に、骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) を測定した場合には、「15」のアミラーゼ・アイソザイムをさらに加算する。ただし、区分番号「D008」内分泌化学検査の「14」の骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) と併せて実施した場合には、当該加算は算定できない。

(13) ~ (47) (略)

(12) ~ (46)

(略)